

## 寄附金受領証

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

¥ \_\_\_\_\_ 円

出雲市における芸術文化の振興等のための寄附金として、  
上記の金額を受領いたしました。

平成 年 月 日

出雲市塩冶有原町 2 丁目 15 番地  
公益財団法人 出雲市芸術文化振興財団  
理 事 長 江 田 小 鷹

※ 当財団は、所得税法施行令第 217 条第 3 号及び法人税法施行令第 77 条第 3 号に規定されている法人です。

※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に平成 29 年 1 月 1 日現在お住まいの方は、お住まいの市町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

(注 1) 所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注 2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記入の上、寄附金を支払った年の翌年の 1 月 1 日現在お住まいの市町村へ申告してください。